

件 名	堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例（案）の制定について
経過・現状 政策課題	【経過】 ・平成29年5月 「さかい地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成37年度までの取組等を示したロードマップ」の策定 ⇒地域包括ケアシステムの構築に向けて、中長期的な取組や方向性を明確化。庁内外で共有を図り、一体的に施策を推進 ・平成29年9月～ 堺市地域包括ケアシステムの推進手法等に関する懇話会（以下「懇話会」という。）の開催（計4回） 【現状・課題】 ・堺市の総人口 838,936人 高齢者数 231,589人 高齢化率 27.6%（H30.3月末） ⇒ 2020（H32）年頃には高齢化率28.1%といった高齢化率のピークを迎え、以降しばらくは横ばいで推移したのち、2028年頃から再び上昇すると予想。 2019（H31）年には後期高齢者と前期高齢者の数が逆転、2025年（H37）には後期高齢者が前期高齢者の1.6倍になる。 ・「2025年問題」として、高齢化に伴う介護の重度化やひとり暮らし高齢者の増加、老老介護、複数の課題を抱える世帯の増加などニーズの多様化する中、地域で市民、事業者、行政が各々の役割を見直し、地域での課題に対して、支えあいや連携のルールに基づき、協力する仕組みづくりが必要である。
対応方針 今後の取組 （案）	【対応方針】 ・可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしくいきいきと暮らし続けられるまちの実現に向け、市の責務や市民、関係機関の役割を明確化し、連携及び協働して、地域包括ケアシステムを構築及び深化・推進を図るため条例を制定する。 【主な内容】 市の責務（第4条） ①地域包括ケアシステムの推進に関する施策を総合的に推進するための計画を策定し、効果的に実施する。 ②医療介護等関係者及び市民等と相互に連携し、協働するよう努める。 ③自助、互助、共助及び公助の考え方における市の役割を踏まえ、地域づくりを促進するため、必要な支援を行う。 ④市政に携わる者は、条例の基本理念を理解し、尊重した上で行動する。 医療介護等関係者の役割（第5条） ①医療機関、事業所等で同一の目標を共有し、積極的に地域づくりに貢献するよう努める。 ②関係者相互の役割を認識の上、情報共有及び医療介護間の連携等を図るよう努める。 ③市が実施するケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努める。 市民等の役割（第6条） ①介護予防及び健康の保持増進に努める。 ②社会の各分野において地域包括ケアシステムの推進に寄与するよう努める。

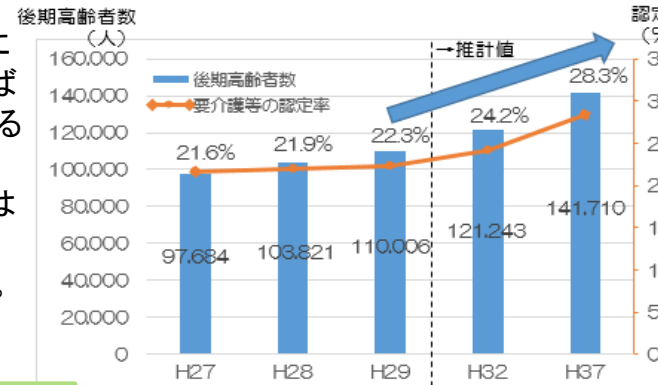
	③一人ひとりが我が事として、主体的に取り組むよう努める。 ④市が実施するケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努める。 市の施策（第7条～第10条） 啓発活動、情報の収集及び発信、交流の場の創出支援、学校における理解の促進 等 【スケジュール（案）】 ・平成30年6月1日 パブリックコメントの実施 ～6月29日 ・平成30年7月18日 懇話会の開催 ・平成30年8月 条例案を議会へ提案 ・平成30年10月1日 条例の施行
効果の想定	・市、市民等及び医療・介護等関係者の連携・協働による地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進 等
関係局との 政策連携	市民人権局 建築都市局 各区役所 教育委員会事務局など

超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進について

高齢者を取り巻く現状

- 今後も、高齢化は更に進み、平成 32(2020)年頃に 28.1%になり、いったん高齢化率のピークとなり、以降、しばらくは横ばいで推移したのち、平成 40(2028)年頃から再び上昇に転じる見込み。
- 平成 37(2025)年まで、後期高齢者及び、要介護等認定者は増加する見込み。
- 高齢者人口の増加に伴い認知症高齢者も増加する見込み。
認知症高齢者数:22,938 人(H29.9 末)

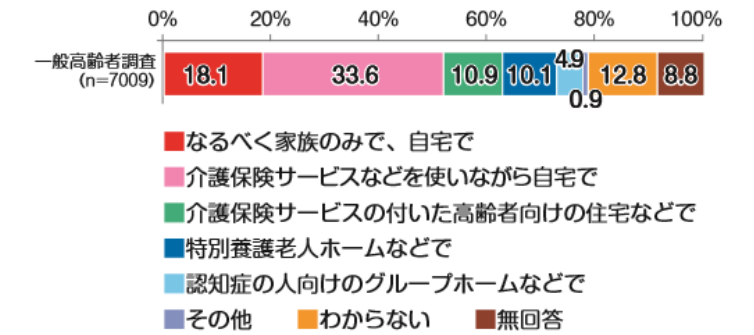
75 歳以上の後期高齢者数と認定率の推移



高齢者等実態調査から

- 平成 28 年度に実施した「高齢者等実態調査」では、現在の 住まいで住み続けることを希望する方が多く、約 7 割を超えている。
- 介護が必要になっても、自宅で介護を受けたいという方が 5 割を超えている。
- 自宅や住み慣れた地域で生活をするためには、必要なサービスや支援を身近な場所で受けられる仕組みが必要。

介護が必要になった場合どの様な介護を受けたいですか



背景

高齢化に伴う介護の重度化やひとり暮らし高齢者の増加、老老介護、複数の課題を抱える世帯の増加、少子高齢化による働く世代の減少や、認知症高齢者の増加、医療や介護サービスの複雑化・多様化などニーズの多様化する中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活を支える仕組みづくりや、適切な医療と介護サービスが提供できる体制づくりが必要。

地域包括ケアシステムの構築に向けた本市の取組

平成24年 ～ 平成26年	5期	【体制面】 地域包括支援センターの設置(7区の基幹型・21圏域の地域型) 高齢施策推進課に地域包括ケア推進係を新設(H26) 【施策面】 高齢者ボランティア活動の支援など 家族介護者支援事業の実施 堺コッカラ体操の普及啓発 認知症キャラバンメイト・サポーター養成講座の充実 高齢者徘徊見守りメール事業の実施 認知症カフェの実施
平成27年 ～ 平成29年	6期	【体制面】 地域包括ケア推進課を新設(H29) 認知症初期集中支援チームを設置 生活支援コーディネーターを配置 堺地域医療連携支援センターを設置 ダブルケア相談窓口を設置 【施策面】 「認知症のてびき(本人・家族、支援者、一般用)」の作成、普及 高齢者ネットワーク会議の開催(地域での見守り等の充実) 在宅医療・介護連携推進事業の実施 新しい総合事業の実施 介護予防ケアマネジメント検討会議の実施 介護予防・フレイル予防の強化 高齢者起業支援事業の実施

ロードマップの作成

平成 29 年 5 月に、2025 年までの方向性を示した長期と堺市高齢者保健福祉計・介護保険事業計画(3 年毎)のより詳細な取組を示した中期から構成されるロードマップを作成。本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、取組の共有を庁内外で図り、一体的に施策展開を推進している。

課題認識と方向性

これまでも、福祉の向上に向けて、地域住民が様々な福祉サービスの提供を協働で担うなど、重要な役割を果たしている。

地域における課題が増大・多様化する中で、より安全に安心して生活できるまちづくりに向けた取組など、地域コミュニティの活動の重要性が再認識されている。

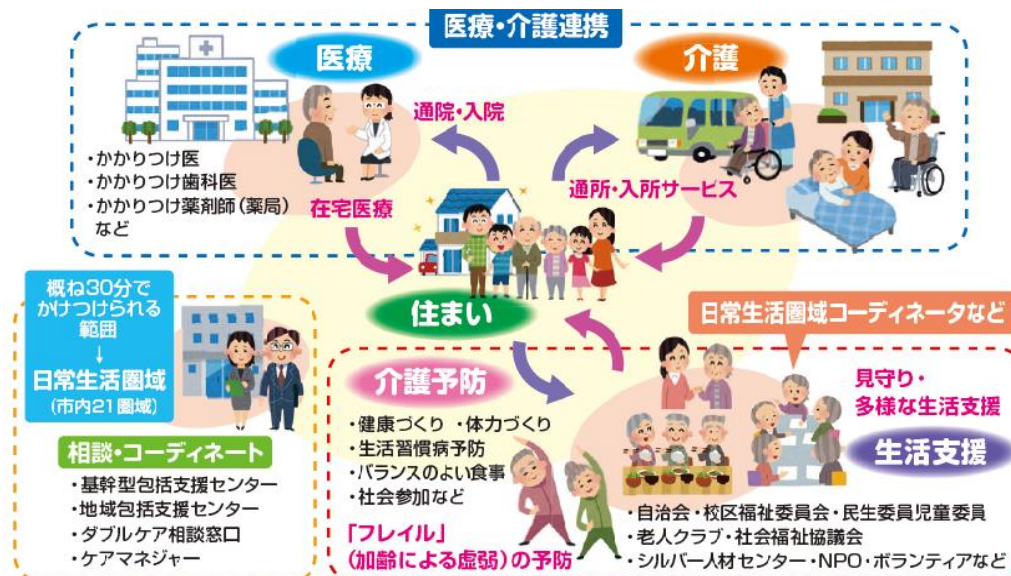
次に必要なこととして、

◆地域包括ケアシステムの構築のための地域における機運醸成

◆市・関係者・市民の役割の明確化による意識共有

地域包括ケアシステムとは

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される体制のこと



地域包括ケアシステムの推進手法等に関する懇話会

地域包括ケアシステムを推進するための手法を検討するため、地域住民の代表者、有識者、医療介護関係者等で構成する懇話会を設置。(平成 29 年 9 月)

【懇話会の経過】

- 第 1 回(H29. 9. 29)
効果的な手法について協議
①条例 ②ビジョン ③アクションプラン ④行動指針等
→手法として、**条例が最適という意見で合意**
- 第 2 回(H29. 11. 17)
条例の項目や主な内容について協議・合意
・前文 ・目的 ・定義 ・位置付け ・基本理念
・市、市民等の役割・協議の場(審議会)の設置
- 第 3 回(H30. 2. 20)
条例素案を市から提示し、委員から意見聴取
- 第 4 回(H30. 4. 18)
委員の意見を基に修正した案を提示
案の内容について賛同を得る

条例制定で期待できる意義

- 議会の議決を経て、条例を制定することで、市民、議会等、関係者の一体的な機運の醸成を図ることができる。
- 市の責務、医療介護等関係者、市民の各々の役割などを可視化することで、関係者が共通認識を持ち、連携をより深めながら、地域包括ケアシステムを進めることができる。

今後のスケジュール(案)

- | | |
|----------------------|---------------|
| 平成 30 年 5 月 22 日 | ○庁議 |
| 平成 30 年 6 月 1 日～29 日 | ○パブリックコメントの実施 |
| 平成 30 年 7 月 18 日 | ○第 5 回懇話会の開催 |
| 平成 30 年 8 月 | ○議会への提案 |
| 平成 30 年 10 月 1 日 | ○条例の施行 |

前文

- 可能な限り住み慣れた地域で、高齢者が尊厳をもって人生の最期まで自分らしく暮らし続けるためには、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進が必要である。
- 今こそ、先人の培った堺市民の“自由”“自治”“進取”の気風を大切にし、地域の特性に応じて、市、医療介護等関係者及び市民みんなで地域包括ケアシステムをつくり上げていくときである。
- 私達一人ひとりが支え合いながら、「安心ですこやかに、いきいきと暮らせるまち堺」を実現し、心豊かに暮らし続けることができるよう、ここに地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に全力で取り組むことを決意し、市民の総意としてこの条例を制定する。

【第1条】 目的

- 急激な高齢化の進行に伴う家庭及び地域を取り巻く状況の変化が今後の本市に大きく影響を及ぼすことに鑑み、地域包括ケアシステム※の構築及び深化・推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに医療介護等関係者及び市民等の役割を明らかにするとともに、地域包括ケアシステムに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を効果的に推進し、もって高齢者が何らかの支援が必要となった時も、自分らしく、社会とのつながりの中で住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に資することを目的とする。

※地域包括ケアシステム：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第1項に規定するものをいう。

【第2条】 定義

- 「市民等」：市内に住所を有するものに加え、市内に通学、通勤する者
- 「医療介護等関係者」：医療、介護、介護予防、生活支援及び住まいの各分野に関わる全ての者
- 「介護予防」：要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止
- 「自助」：自らのできる範囲で、健康づくり、介護予防等に自ら取り組むこと
- 「互助」：自助だけでは難しいことを、家族、地域の支え合い等により助け合うこと
- 「共助」：介護保険その他の社会保険制度を始め、仕組みが組織化及び制度化された地域の助け合い活動などによりともに助け合うこと
- 「公助」：自助、互助及び共助では支えきれない部分を、税による社会保障などにより補完すること
- 「自立支援」：自らの意思に基づき、自分らしく自立した生活を送ることができるよう支援すること
- 「地域づくり」：市民等が共に支え合い、助け合い、及び気遣い合って誰もが安心して快適に暮らしていける地域をつくるための活動

【第3条】 基本理念

- 高齢者の尊厳の保持及び自立支援を基本とすべきもの
- 地域の自主性及び主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくべきもの
- 市、医療介護等関係者及び市民等が、各役割を理解し、協働・構築等していくべきもの
- 自助、互助、共助及び公助の考え方に基づき、適切な役割分担の下に行うべきもの
- その人の状態に応じて、それぞれが役割を持ち、相互に支え合うべきもの

【第4条】 市の責務

- 市は、「ケアシステム推進施策」を総合的に推進するための計画を策定し、効果的に実施すること、関係機関と連携協働すること、地域づくりを促進するための支援を行うこと等
- 【第5条】 医療介護等関係者の役割
- 医療介護等関係者は、その属する医療機関、事業所等において地域包括ケアシステムの推進に向けた同一の目標を共有し、積極的に地域づくりに貢献するよう努める。
- 【第6条】 市民等の役割
- 市民等は、いつまでも自分らしい生活を続けることができるよう、自ら進んで介護予防及び健康の保持増進に努めるものとする。

地域包括ケアシステム推進に関する市の施策

【第7条】 啓発活動

- 市は、地域包括ケアシステムの目的・必要性や介護予防の重要性など、地域包括ケアシステムの推進に関することについて、市民等に対して普及啓発活動を行う。

【第8条】 情報の収集及び発信等

- 市は、地域づくりにおける具体的な事例その他の地域包括ケアシステムに関する様々な情報を収集し、医療介護等関係者及び市民等に発信するとともに、これらの者の交流の場の創出等の支援に努める。

【第9条】 学校における地域包括ケアシステム等に関する理解の促進

- 市は、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進が永続的に実施していくものとなるよう、学校において、この条例の目的や、自助・互助・共助・公助の考え方など、地域包括ケアシステムにおける基本的知識を得る機会の提供に努める。

【第10条】 施策の見直し

- 市は、「ケアシステム推進施策」の実施状況並びに医療介護等関係者及び市民等との適切な役割分担を踏まえた上で、「ケアシステム推進施策」の在り方について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努める。

【第11条】 財政上の措置

- 市は、自助、互助、共助及び公助の考え方における市の役割を踏まえ、適切に講ずるよう努める。

【第12～18条】 審議会に関する事項

- 市長の諮問に応じ、調査審議するとともに、市長に意見を述べるための附属機関（堺市地域包括ケアシステム審議会）を設置する。

- 調査審議する事項については、次のとおり

- ・「ケアシステム推進施策」の進捗管理
- ・「ケアシステム推進施策」の検証及び評価
- ・その他ケアシステムの推進に関する重要事項

【第19条】 委任

- この条例の施行について必要な細かな事項については、規則で定める。

(案)

堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステム の推進に関する条例

可能な限り住み慣れた地域で、高齢者が尊厳をもって人生の最期まで自分らしく暮らし続けるためには、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進が必要である。

今こそ、先人の培った堺市民の“自由”“自治”“進取”の気風を大切にし、地域の特性に応じて、市、医療介護等関係者及び市民みんなで地域包括ケアシステムをつくり上げていくときである。

私達一人ひとりが支え合いながら、「安心ですこやかに、いきいきと暮らせるまち堺」を実現し、心豊かに暮らし続けることができるよう、ここに地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に全力で取り組むことを決意し、市民の総意としてこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、急激な高齢化の進行に伴う家庭及び地域を取り巻く状況の変化が今後の本市に大きく影響を及ぼすことに鑑み、地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。）第2条第1項に規定するものをいう。）の構築及び深化・推進（以下「地域包括ケアシステムの推進」という。）に関する基本理念を定め、市の責務並びに医療介護等関係者及び市民等の役割を明らかにするとともに、地域包括ケアシステムに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を効果的に推進し、もって高齢者が何らかの支援が必要となった時も、自分らしく、社会とのつながりの中で住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令等において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市の区域内（以下この号において「市内」という。）に住所を有する者及び市内に存する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者をいう。
- (2) 医療介護等関係者 医療、介護、介護予防、生活支援及び住まいの各分野に関わる事業者、従事者等をいう。

- (3) 介護予防 要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。
- (4) 自助 自分らしい生活を続けていくため、自らのできる範囲で、健康づくり、介護予防等に自ら取り組むことをいう。
- (5) 互助 自助だけでは難しいことを、家族、地域の支え合いなどによりお互いが助け合うことをいう。
- (6) 共助 介護保険その他の社会保険制度を始め、仕組みが組織化及び制度化された地域の助け合い活動などにより、共に助け合うことをいう。
- (7) 公助 自助、互助及び共助では支えきれない部分を、税による社会保障などにより補完することをいう。
- (8) 自立支援 自らの意思に基づき、自分らしく、自立した質の高い生活を送ることができるよう支援することをいう。
- (9) 地域づくり 市民等が共に支え合い、助け合い、及び気遣い合って誰もが安心して快適に暮らしていける地域をつくるための活動をいう。

(基本理念)

第3条 地域包括ケアシステムの推進に当たっては、法の趣旨に基づき、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持及び自立支援を基本とすべきものであること。
- (2) 地域包括ケアシステムは、市民みんなで支え合う持続可能な本市の介護保険制度の構築に資するもので、地域の自主性及び主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくべきものであること。
- (3) 地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等が、それぞれの役割を理解し、協働して構築及び深化・推進をしていくべきものであること。
- (4) 地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等が、自助、互助、共助及び公助の考え方に基づき、適切な役割分担の下に行うべきものであること。
- (5) 市民等は、支える側と支えられる側が固定化されたものではなく、その人の状態に応じて、それぞれが役割を持ち、相互に支え合うべきものであること。

(市の責務)

第4条 市は、地域包括ケアシステムの推進に関する施策（以下「ケアシステム推進施策」という。）を総合的に推進するための計画を策定し、効果的に実施するものとする。

- 2 市は、ケアシステム推進施策を実施するに当たり、医療介護等関係者及び市民等と相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。
- 3 市は、自助、互助、共助及び公助の考え方における市の役割を踏まえ、地域づくりを促進するため、必要な支援を行うものとする。

- 4 市政に携わる者は、この条例の基本理念を理解し、尊重した上で行動しなければならない。

(医療介護等関係者の役割)

第5条 医療介護等関係者は、その属する医療機関、事業所等において地域包括ケアシステムの推進に向けた同一の目標を共有し、積極的に地域づくりに貢献するよう努めなければならない。

- 2 医療介護等関係者は、介護予防及び自立支援について効果的に実施するため、それぞれの役割を十分認識した上、必要な情報の共有を図るとともに、医療、介護その他高齢者の自立した日常生活の支援に関わる分野における連携を図るよう努めなければならない。
- 3 医療介護等関係者は、市が実施するケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、いつまでも自分らしい生活が続けることができるよう、自ら進んで介護予防及び健康の保持増進に努めるものとする。

- 2 市民等は、住み慣れた地域のみならず、社会の各分野において、自ら進んで地域包括ケアシステムの推進に寄与するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、地域づくりにおいては、他人事とならないよう、一人ひとりが我が事として主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 4 市民等は、市が実施するケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第7条 市は、次に掲げる事項について医療介護等関係者及び市民等に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するものとする。

- (1) 地域包括ケアシステムの趣旨、目的、必要性等に関する事項
- (2) 介護予防及び自立支援に係る概念に関する事項
- (3) 介護予防の重要性及び方法に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの推進において必要な事項

(情報の収集、発信等)

第8条 市は、地域づくりにおける具体的な事例その他の地域包括ケアシステムに関する様々な情報を収集し、医療介護等関係者及び市民等に発信するとともに、これらの者の交流の場の創出等の支援に努めるものとする。

(学校における地域包括ケアシステム等に関する理解の促進)

第9条 市は、地域包括ケアシステムが市民みんなで構築及び深化・推進を永続的に実施していくものとなるようにするため、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものをいう。）において、この条例の目的その他自助、互助、共助及び公助の考え方並びに地域包括ケアシステムにおける

基本的事項等に関する知識を得る機会の提供に努めるものとする。

(施策の見直し)

第10条 市は、ケアシステム推進施策の実施状況並びに医療介護等関係者及び市民等との適切な役割分担を踏まえた上で、ケアシステム推進施策の在り方について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、ケアシステム推進施策を計画的かつ効果的に実施するために必要となる財政上の措置については、自助、互助、共助及び公助の考え方における市の役割を踏まえ、適切に講ずるよう努めるものとする。

(審議会)

第12条 地域包括ケアシステムに関する事項について調査審議するため、堺市地域包括ケアシステム審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) ケアシステム推進施策の進捗管理に関する事項

(2) ケアシステム推進施策の検証及び評価に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの推進に関する重要事項

3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第13条 審議会は、委員〇人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第14条 委員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第15条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第17条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の

出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第18条 審議会は、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 前3条の規定は、分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会会長」と、「副会長」とあるのは「あらかじめ分科会会長が指名する委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議の招集は、第16条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。